

奈良県告示第百六十二号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和元年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
ため池整備事業	平成二十六年九月三日	岩井谷池地区	平成二十六年度から平成三十年度まで	平成三十一年三月二十九日